

## 第9章 水産業の振興



<p>左上： サンゴ礁で形成されたイノー (礁湖) (本部町)</p>	<p>右上： 水産物加工処理施設でのモズク 洗浄作業の様子 (石垣市)</p>
<p>左下： 漁船を係留する浮棧橋施設 (渡名喜村)</p>	<p>右下： 違法操業等監視行動中の漁業取 締船</p>

# 第1節 水産業の現状

## (1) 沖縄県における水産業の現状と課題

沖縄県は、我が国最西南端の亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ島しょ県です。沿岸域ではサンゴ礁の発達により広大な礁原を有していますが、東側に南西諸島海溝、西側に沖縄トラフが存在していることから陸棚域の狭い海底地形となっています。



このような海域特性により、沖縄県では、我が国の主要漁業であるまき網漁業や底びき網漁業は営まれておらず、カツオ類、マグロ類等の回遊性魚類を対象としたまぐろはえ縄漁業、浮魚礁(パヤオ)を利用した漁業及びソデイカを対象とした旗流し漁業等が営まれています。また、陸棚及びサンゴ礁域では、瀬付きの魚類を対象とした底魚一本釣漁業や潜水器使用による矛突漁業等が営まれるなど、他県とは異なる漁業構造が形成されています。

沖縄県では、復帰直後の昭和48年度から、水産業の振興に向けて各種施策が実施され、漁港・漁場等の生産基盤の整備が計画的に進められてきたことから、沿岸・沖合域における漁船漁業の効率化や安全性の確保が図られています。

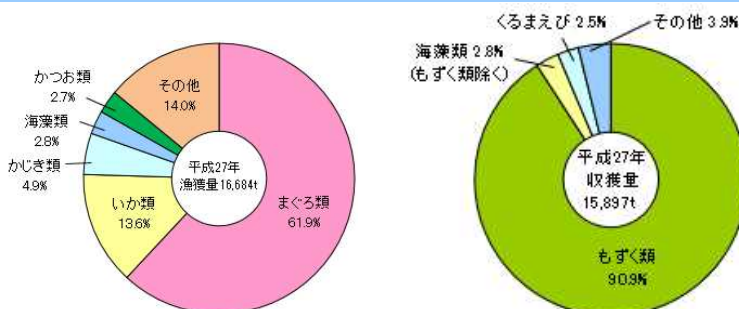
平成27年の沖縄県の海面漁業・養殖業生産量は32,581tで、全国に占める割合は0.7%となっており、漁獲量で見るとマグロ類が61.9%と最も多く漁獲されていますが、資源の減少や魚価の低迷、燃油高騰による生産コストの上昇等により、厳しい状況となっています。養殖業については、モズク類、クルマエビが盛んに生産されており、モズク類については全国生産量の99%、クルマエビについても30%と高い割合を示しています(表IX1、図IX-1)。また、沖縄県の農林水産戦略品目の拠点産地として、伊平屋村(モズク及びヤイトハタ)、恩納村(モズク、ウミブドウ及びヒトエグサ)、久米島町(クルマエビ)及び北中城村(ヒトエグサ)の養殖業が沖縄県知事から認定され、その振興が図られています。

表IX-1 漁業生産量・産出額(平成27年)

	生産量(t)			産出額(百万円)		
	全国	沖縄県	シェア(%)	全国	沖縄県	シェア(%)
海面漁業・養殖業 合計	4,618,757	32,581	0.7	1,487,379	19,460	1.3
海面漁業	3,549,740	16,684	0.5	1,000,782	12,670	1.3
海面養殖業	1,069,017	15,897	1.5	486,598	6,790	1.4
もずく類	14,574	14,445	99.1	2,111	2,080	98.5
くるまえばい	1,314	397	30.2	7,475	2,103	28.1

資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、「漁業産出額」  
注：捕鯨業を除く。

図IX-1 海面漁業の魚種別漁獲量(左)及び養殖業の魚種別収穫量(右)の構成割合



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

## (2) 沖縄県における水産物の需給動向

### ① 世帯需要の動向

沖縄県における生鮮魚介類の1世帯当たり年間購入数量は18.2kgで、全国平均の28.0kgに比べ水産物の需要は低くなっています。一方、キハダ、ビンナガ等熱帯性マグロ類の産地であることから、マグロ類の購入数量は3.3kgとなっており、全国平均の2.2kgを1.1kg上回っています。

また、カツオ出汁を様々な料理の基本とする食文化により、水産加工品のかつお節・削り節の需要は1.4kgとなっており、全国平均の0.3kgを大きく上回っています(表IX-2)。

表 IX - 2 主な生鮮魚介類等年間購入数量(1世帯当たり)

		(単位: kg、%)		
		沖縄県(A)	全国(B)	(A) / (B)
生鮮魚介類		18.2	28.0	63
鮮魚類	まぐろ	3.3	2.2	150
	かつお	0.7	1.0	70
	さば	0.7	1.1	64
	さんま	1.1	1.4	79
	ぶり	0.6	2.0	30
	いか	1.0	2.0	50
かつお節、削り節		1.4	0.3	467
こんぶ		0.3	0.3	100

資料: 総務省「平成27年家計調査年報」

注: 対象世帯は2人以上の世帯

### ② 水産物供給の動向

水産物の市場流通は、20カ所(地方卸売市場3(うち休止1)、その他の規模未滿市場17)の市場を経由して行われています\*1。特に、泊市場と糸満漁協市場の平成27年の取扱量は8,663tで、県内の海面漁業生産量16,684tの52%を占めています。

一方、市場外流通は、輸入水産物、移入水産物及び浜売り等の流通経路があり複雑多岐にわたっています。

## (3) 漁協の現状

### ① 漁業協同組合

沖縄県における平成28年3月末の漁協数は37組合(沿海地区出資漁協35、業種別出資漁協2)で、組合員数は5,060人となっています。

沖縄県の漁協は、全体的に事業規模が小さく、零細で弱い経営状態にあり、平成27年度の事業利益は29組合が赤字経営となっています。

各漁協においては、漁協の健全な経営と質的な向上を図るため、広域的に漁協合併に取り組んできましたが、経営が厳しい状況にあることや、漁業権の管理の課題等から、合併への取組は進展していません。なお、このような状況において、28組合が事業外収益により剰余金を確保している状況にあります。

\*1 地方卸売市場のうち沖縄県漁連市場と那覇地区漁協市場は平成20年3月に「泊市場有限責任事業組合(LLP)」を設立し、両市場を一体として運営。糸満市にある沖縄県水産公社市場は休止したままとなっているが、市場施設を糸満漁協が利用し、規模未滿市場として運営。

漁協の信用事業については、近年の金融環境の変化に対応して、平成14年12月に沖縄県信用漁業協同組合連合会（信漁連）に統合されており、現在、22の漁協が信漁連の代理店となっています。

## ② 漁業協同組合連合会

沖縄県漁業協同組合連合会は、漁業者の生産能率の向上等、その事業の振興を図ることで、会員の経済的、社会的地位の向上に努めています。

悪化した経営の再建に向けて取り組んでいた長期再建計画（平成22～31年度）を、平成28年度に前倒しで達成し、現在、会員である漁業者の負託に応えられるよう、組織の強化に取り組んでいるところです。

沖縄総合事務局としても農林水産省と連携しながら、引き続き、漁協系統の組織や事業の改革に向けた取組を支援することとしています。

### <事例区－1：ソデイカと旗流し漁法>

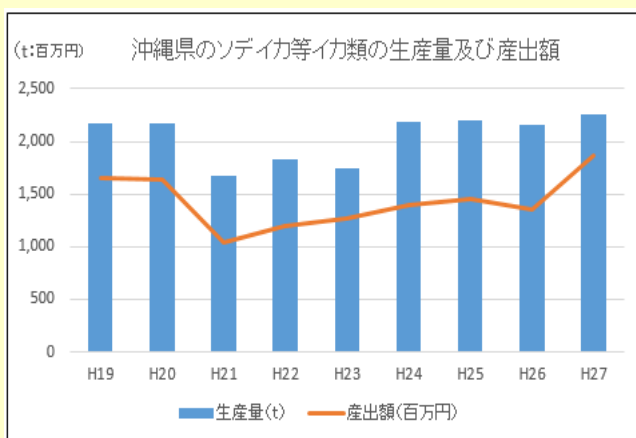
沖縄県のソデイカを対象とした旗流し漁法は、1990年代前半に確立した漁業で、今ではマグロに次ぐ重要な位置を占めています。

ソデイカは世界の温熱帯水域に分布し、体長1m、体重20kgにも達する大型のイカ類です。日本近海に分布するソデイカは沖縄県南方海域で生まれ、黒潮に乗って北上し、日本海の北陸地方まで行き着くことから近畿・北陸地域では樽流し漁法による漁が営まれていました。沖縄県におけるソデイカ漁は、平成元年に久米島漁業協同組合が兵庫県の但馬から漁具を導入して操業が始まり、その後、漁具の改良（樽流し漁法を改良した旗流し漁法）を重ねながら沖縄県各地に急速に普及し、沖縄県のウミンチュ（漁師）の生活を支える重要な漁業へと成長しました。

旗流し漁法は、暗い深海に潜むソデイカを呼び寄せるための水中ライトや疑似餌針、目印として黒い布地などを付けた旗竿と発砲スチロール製浮子を付けた浮標（ボンデン）を投入します。黒い布地などを竿に付けるのは、黒い色が海の上ではよく目立ち、ソデイカがかかると旗竿が上下に揺れるため釣れたことが目視により確認できるからです。



水揚げされたソデイカ  
（写真提供：沖縄県漁業協同組合連合会）



※資料：農林水産省  
「海面漁業生産統計調査」「漁業産出額」を基に  
沖縄総合事務局作成

## 第2節 水産業振興のための取組

国においては、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、平成24年3月に水産基本計画を策定しました。

現在、本計画に基づく水産業振興のための取組が、以下のとおり実施されています。

### （1）資源管理型漁業の推進

我が国周辺水域における資源状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の5割の資源状態が低い水準にあります。このため、国の漁獲可能量（TAC）制度や都道府県漁業調整規則による規制等の公的な資源管理制度と併せて、漁業関係者により、操業禁止区域や操業禁止期間の設定、漁具の制限、漁獲サイズの制限（再放流）等の自主的な取組が行われています。

沖縄県においても、サンゴ礁浅海域に棲息するサンゴ礁性魚類や磯根資源\*1、ソネ\*2 における深海性底魚資源、ソデイカ等の外洋性資源のうち、資源状態の悪化が懸念される有用魚類を対象として資源管理型漁業を推進しています。

具体的には、沖縄県、鹿児島県、熊本県及び関係漁業者間での合意により平成24年に取りまとめられた「南西諸島海域マチ類広域資源管理方針」に基づき、沖縄県及び鹿児島県の海域において、マチ類（ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ）資源管理の取組が平成24年度から行われています。

ソデイカについては、沖縄海区漁業調整委員会の指示により、沖縄県全域で採捕禁止期間の設定やえ縄漁における1隻当たりの針数、旗流し漁における海岸線からの距離に応じた旗数の制限が実施されています。

本島北部海域におけるスジアラ、シロクラベラの漁獲サイズの規制については、これまでの自主的な取組から沖縄海区漁業調整委員会の指示による制限が平成27年度から新たに実施されています。

また、「沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画」（平成19～23年度）に基づき、八重山海域に生息する沿岸性魚類のうち特に重要な7魚種（スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ）の資源の回復を図る取組が行われてきました。平成24年度からは、引き続き当該計画を踏まえた自主的な取組が行われています。

このほか、今帰仁・羽地海域及び糸満海域におけるハマフエフキの採捕禁止期間の設定をはじめ、ガザミ類、シラヒゲウニ、ナマコ類等の重要な沿岸性資源について、各海域の漁業関係者が自主的な資源管理に取り組んでおり、今後の資源の回復が期待されています（表IX-3）。

なお、ナマコ類については、近年の需要の高まりから、漁業者や漁業者以外の者による無秩序な採捕が行われ、資源状況の悪化が懸念されており、沖縄県としては、資源管理を図るため、漁業権の対象漁場を大幅に拡大しました。これにより禁漁期間や体長制限の設定など資源保護の取組が始まっています。

表IX-3 沖縄県における資源管理の取組の概要

実施海域	対象魚種	規制する主体	規制内容
イチャビラー、北タイ キュウソネ、水納北、 第2多良間堆、沖ノ中 ノソネ	ハマダイ、アオダイ、 ヒメダイ、オオヒメ	沖縄県・鹿児島県 ・熊本県	イチャビラー、北タイキュウソネ、水納北、 第2多良間堆、沖ノ中ノソネを保護区とし、 保護区内（禁漁期間）におけるひき縄 づり以外の操業禁止等

\*1 磯に根付いて生活する海産動植物であり、特に水産業で重要なイセエビ、ウニ、サザエ等の魚介類の総称。

\*2 海底が隆起している部分をいい、食物連鎖による好漁場が形成されている。

沖縄県全海域	ソデイカ	沖縄海区漁業調整委員会	採捕禁止期間の設定及び針数、旗数の制限
八重山	スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、インフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ	八重山漁協	体長制限、保護区を設定し産卵期等の一定期間の保護区禁漁
今帰仁、羽地、糸満	ハマフエフキ	実施海域の各漁協	特定海域における禁止期間の設定
本島北部(伊江、国頭、今帰仁、羽地、本部、名護)	スジアラ、シロクラベラ	沖縄海区漁業調整委員会	体長制限
北谷、与那城、石川	タイワンガザミ	実施海域の各漁協	抱卵ガニの採捕禁止(周年)
本島北部(国頭、今帰仁、羽地、本部、名護)、伊是名、久米島、渡名喜、与那城、北谷	シラヒゲウニ	実施海域の各漁協	全面禁漁(本島北部)、禁漁期の設定
久米島	ナマコ類	久米島漁協	全面禁漁(平成29年3月まで)

資源管理に取り組んでいる魚種の例



ハマダイ (アカマチ)



ハマフエフキ (タマン)

(2) つくり育てる漁業の推進

我が国の水産資源水準は依然として低迷していることから、水産物の安定供給を図るため、栽培漁業や養殖漁業の各種取組を推進しています。

① 栽培漁業

県では、海面漁業の大半を占める沿岸漁業の水産資源を維持・増大させるため、昭和60年から種苗生産技術開発に努め、生態系保全に配慮しつつ、沿岸資源の回復を目指した施策を積極的に展開しています。

なお、種苗の生産に当たっては、県栽培漁業センターを中心に、自然環境への適応能力を有し、高い生存率が期待されるものに限定しています。特に、ハマフエフキ、ヤイトハタ、ヒメジャコ等の量産体制にある種苗については、生産の効率化及び安定化を推進することにより、コストの低減に努めています。

なお、種苗の放流に当たっては、放流適地、時期、適正サイズ等を適切に管理するとともに、放流地の資源状態に応じたものとする事により、増殖効果の向上に努めています。

② 養殖漁業

県では、沿岸域築堤式\*1のクルマエビ養殖場の造成や、魚類の網生け<sup>い</sup>養<sup>す</sup>が可能となる静穏な海域を確保するための消波堤の造成により、養殖業の推進

\*1 海岸線をはさんだ陸域・海域（例えば小さな湾の入口や島と陸地）の間を堰堤（堤防）で仕切り、そこに水門を設けて海水交流をはかる方式の養殖場。

を図ってきました。

近年、クルマエビ養殖業は全国生産量1位にまで成長しているほか、新たな需要が見込まれるハタ類について、陸上養殖の事業化を目指し、本部町にある県の栽培漁業センターではヤイトハタ、石垣市にある種苗供給施設ではスジアラを対象として、実用に向けた技術開発等が行われており、このうちヤイトハタについては、伊平屋村漁業協同組合の陸上養殖施設や石垣市の海面養殖施設で既に生産が行われています。

また、全国的には、外部の民間企業が地元漁協の組合員となってクロマグロの養殖を事業化する動きが急速に広がり、注目が集まっていますが、沖縄県でも本部町において平成2年度からこうした事業形態のクロマグロ養殖が行われており、平成27年度から名護市（羽地）での中間育成事業が開始されました。

ハタ類の陸上養殖やクロマグロの養殖は、高度な技術や多額の資本を必要とすることから、企業的な経営形態を持った事業者が主な担い手となることが想定されます。日本の水産業の新興分野であり、沖縄県における今後の展開が注視されています。

ヤイトハタの海面養殖施設（石垣市）



クロマグロの養殖場（本部町）



### （3）漁村の活性化

漁村は、漁業資源の減少、過疎化、高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下してきていることから、漁村の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。このため、沖縄総合事務局では、以下の取組を推進しています。

#### ① 漁村の総合整備

漁業集落環境の整備については、漁業集落における生活環境の改善を通じた水産業の振興を目的に、現在は、第4次漁港漁場長期整備計画（平成29～33年度）に基づき、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減、漁村の衛生環境の改善を図るための集落排水施設の整備や、漁村における緑地、防災施設等の整備を推進しています。

#### ② 漁港海岸の整備

漁港海岸\*1については、漁港海岸の背後に密集する漁業集落を高潮、津波、波浪及び侵食による被害から防護し、利用しやすく親しみのもてる海岸の創造を目指し、沖縄県が策定した「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月策定）に基づき、その整備が進められています。

平成27年度時点における漁港海岸に係る防護面積（累計）の実績は、260.5haとなっています（表IX-4）。

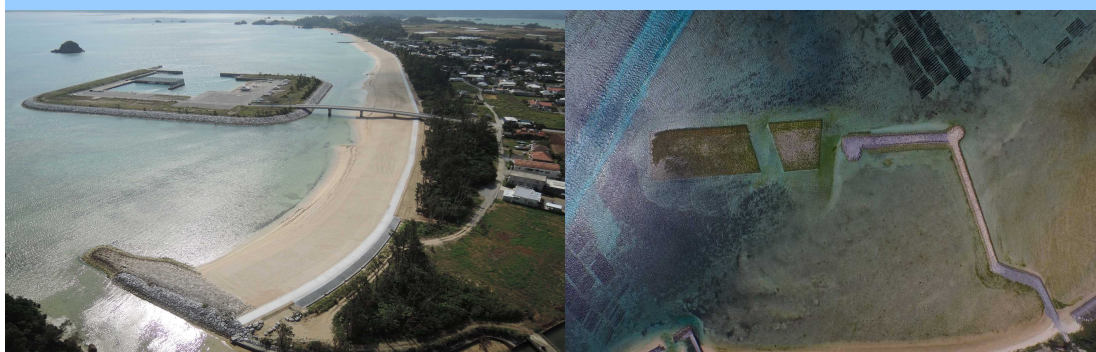
\*1 海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸として指定された海岸保全区域のうち漁港区域に接する海岸のこと。

表Ⅹ－４ 漁港海岸防護面積（累計）の実績等

	平. 14実績	平. 16	平. 18	平. 20	平. 22	平. 24	平. 27
防護面積 (ha)	178.2	190.5	200.1	208.1	230.1	241.5	260.5

資料：沖縄県農林水産部調べ

漁港海岸の整備状況（左：名護市、右：伊是名村）



### ③ 離島漁業の再生支援

沖縄県における漁業は、地域経済を支える重要な産業であるものの、水揚げした漁獲物の流通コストや生産資材のコストの面で、他地域と比べて極めて不利な条件にあり、また、漁業就業者の減少や高齢化も進んでいることから、厳しい状況にあります。

沖縄県では、平成17年度に創設された「離島漁業再生支援交付金」を活用して、地域のニーズを踏まえつつ、漁場の生産力の向上を目指した「種苗放流」、「産卵礁、浮魚礁（パヤオ）の設置」や集落の創意工夫を活かした「流通体制の改善」、「漁獲物の高付加価値化」等様々な取組により、離島の不利性の克服、漁村や漁業の活性化に取り組んでいるところです。沖縄県は、全域が本交付金の対象となっており、平成28年度は、14市町村\*1で取組が実施されました。

離島漁業再生支援交付金による活動の様子



ハマフエフキ種苗放流の様子（伊江村）

サメ駆除の様子（糸満市）

\*1 伊平屋村、伊是名村、伊江村、今帰仁村、大宜味村、宜野座村、北中城村、豊見城市、糸満市、南城市、渡名喜村、宮古島市、石垣市、与那国町

#### (4) 水産基盤の整備

##### ① 漁港の整備

漁港は、漁業生産基盤、水産物流通拠点としてだけでなく、地域住民の生活基盤としても重要な役割を果たしています。

沖縄県における漁港の整備は、復帰後、本格的に始まり、国の漁港整備長期計画及びその後身の漁港漁場整備長期計画に基づき実施してきました。

現在は、第4次漁港漁場整備長期計画（平成29～33年度）に基づき、

ア. 地域特性に配慮した漁業生産性を高める漁港施設の整備  
 イ. 漁業経営の安定化を図る浮魚礁の更新整備と水産生物の生育場所となる藻場等水域環境保全対策

ウ. 老朽化した漁港・漁場施設の計画的な維持・更新と地震・津波等に強い漁港・漁村づくり

を基本課題とし、総合的な施設整備を推進しており（表IX-5）、平成27年度末時点で、87ヶ所が対象漁港として指定されています。

このうち、南大東地区\*1は平成14年度に着工し、平成30年度完了を目指して整備を進めています。

防風柵・防暑施設の整備状況



防風柵



防暑施設

南大東漁港（南大東地区）整備状況



南大東漁港（北大東地区）整備状況



表IX-5 県内の台風時に漁船が安全に係留できる岸壁(注)の整備率実績

整備率 (%)	平.13	平.16	平.19	平.22	平.26	平.27
		39	44	54	61	70

資料：沖縄県農林水産部調べ

注：台風時でも波高40センチ以下の静穏な泊地で、かつ、漁船の前後ともに綱取り可能な波除堤等を有した岸壁施設をいう。

\*1 南大東地区は、「南大東漁港」と「北大東漁港」で構成されています。

## ② 漁場の整備

沿岸漁業の生産の安定的な発展及び水産物供給の増大を図るため、昭和51年度から平成13年度までの4次におたる沿岸漁場整備開発計画を策定し、漁場及び増養殖施設の整備を実施してきました。

平成14年度からは、第1次漁港漁場整備長期計画（平成14年～18年度）、第2次漁港漁場整備長期計画（平成19～23年度）、第3次漁港漁場整備長期計画（平成24～28年度）、第4次漁港漁場整備長期計画（平成29～33年度）に基づき、

ア． 操業時間・燃油コストの削減を図るための沈設魚礁及び浮魚礁の設置\*1

イ． 魚類（ヤイトハタ等）養殖場の整備

ウ． タカセガイ増殖礁の整備

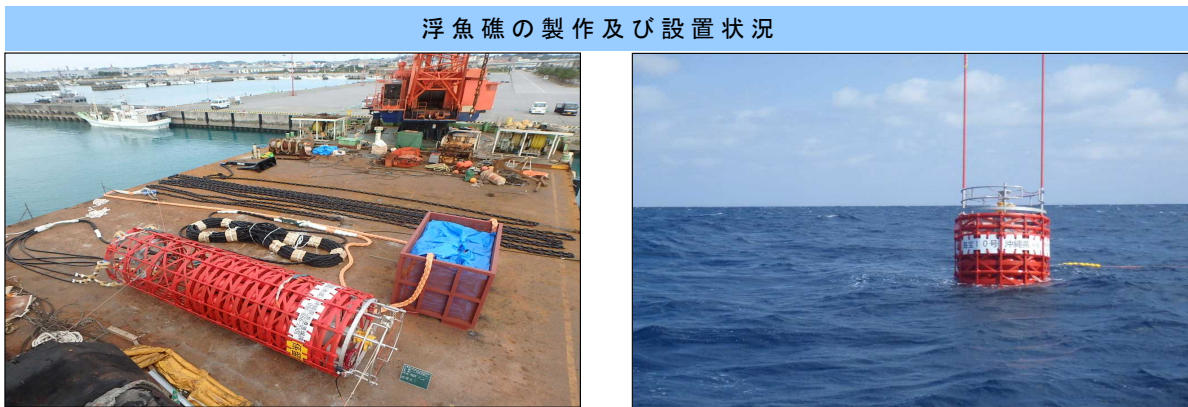
エ． サンゴ移植やオニヒトデ除去等による漁場保全対策

等、漁港整備と一体的に漁場整備を実施してきました。

こうした取組に加えて、平成17年度からは、マグロ類、カツオ类等回遊性魚類を対象として設置してきた表層型浮魚礁を維持管理費の低廉な浮魚礁（中層型浮魚礁、浮沈式表層型浮魚礁）へと順次更新しております。

今後、更新した浮魚礁の耐用年数の到来に応じて、順次更新していきます。

現在、沖縄県周辺海域には、県が設置した87基と、漁協、市町村が設置した約130基の浮魚礁が、漁業の生産性の向上に貢献しています。



浮沈式表層型浮魚礁

## （5）強い水産業づくり交付金等による施設整備

県では、復帰直後の昭和48年度から、漁業の生産基盤である養殖施設や水産業近代化施設の整備等県内水産業の構造改善に必要な事業を総合的かつ効率的に実施してきました。

特に、沖縄県の気象・地理的条件に対応した施設整備として、強い水産業づくり交付金事業や北部振興事業等により、防風・防暑対応型の漁船保全修理施設や、モズクの加工処理を行う水産物加工処理施設の整備を実施してきました。

近年、消費者の食の安全に対する関心の高まり等に的確に対応することが求められており、衛生管理に優れた水産物荷さばき施設や水産物鮮度保持施設等の整備を推進しています。

平成28年度は、産地水産業強化支援事業により、宮古島市において、水産物加工処理施設、うみぎょう海業\*2支援施設等の整備に取り組みました。

\*1 魚礁は、魚類を集めるための施設で、コンクリート、鋼、繊維強化プラスチック（FRP）などを使った構造物を言う。沖縄の沈設魚礁はハタ類（ミーバイ類）、ハマフエフキ（タマン）、イソフエフキ（クチナジ）、アジ類（ガーラ類）等を集めるためのもので、海底に設置されている。また、浮魚礁は、マグロ類、カツオ類、シイラ等を集めるためのもので、海面（表層型）又は海中（中層型）に浮くように設置されている。

\*2 海業とは、所得機会の増大等を図るため、漁村の人々が、その居住する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。

今後も、こうした事業実施により、高品質・高付加価値な水産物の安定供給を図り、地域活性化につなげていきます。

#### 強い水産業づくり交付金事業で整備した施設



水産物加工処理施設（久米島町）



水産物鮮度保持施設（宮古島市）

### （6）水産多面的機能発揮対策

漁業者と地域住民等が行う水産業・漁村の多面的機能に資する活動に対して国が支援を行う「水産多面的機能発揮対策事業」が、平成25年度に創設されました。

沖縄県では、平成25年7月に沖縄県、石垣市、伊江村、大宜味村、今帰仁村、名護市、宜野座村、恩納村、渡嘉敷村、伊是名村、与那原町、沖縄県漁連で構成する「沖縄県水産業・漁村の多面的機能発揮対策地域協議会」が設立され、平成26年度から座間味村が加わり、平成28年度には8市町村で本事業を活用して、サンゴの保全、種苗放流、海浜清掃等に取り組みました。

#### 水産多面的機能発揮対策事業の様子



浮遊・堆積物の除去の様子（伊江村）



海難救助訓練の様子（与那原町）

### （7）加工・流通対策

沖縄県は、四方を海に囲まれた島しょ県であり、流通面においてコスト的、時間的な制約が大きいことから、物流システムの効率化とともに、鮮度保持技術の開発、普及や保存性の高い加工品の開発を図る必要があります。

しかしながら、沖縄県で水揚げされる主な魚種は、マグロ類、フエダイ類、ハタ類、ブダイ類、アイゴ類等少量多品種で、サンマやアジ・サバ類のような多獲性の魚種が少ないため、水産加工品の原料のほとんどを国外及び県外に依存しています。

このため、原料価格の高騰等の影響を受けやすく、安定的な原料確保が難しくなっていることが水産加工業発展の障害の一つとなっています。したがって、沖

縄県における少量多品種の地元の魚種を有効に利用し、消費者のニーズを踏まえた高付加価値加工品の開発の取組を推進する必要があります。

また、近年の消費者の安全に対する関心の高まりに対応して水産物を供給するため、産地市場や水産加工場には、H A C C P\*1の導入等、生産から加工・流通に至る一貫した衛生管理が求められています。

このような中、国としては、流通過程の目詰まりを解消するため、付加価値の高い加工品の開発に対し支援を行うとともに、衛生管理に関する講習会の開催等に対し支援を行っています。

## **(8)「浜の活力再生プラン」等の推進**

地域の水産業の持続的な成長産業化を図るため、浜ごとの課題を把握し、必要な対応の方向性を明確にするための「浜の活力再生プラン」づくりの取組が平成25年度から始まっています。

平成29年3月末時点で、14地区\*2において策定したプランが水産庁承認を受けています。現在、各地区において、プランに基づく課題解決に向けた取組を始められています。

また、平成27年度からこの取組とあわせて、浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」、「漁船漁業構造改革広域プラン」による取組も始まりました。

---

\*1 原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測(危害要因分析：Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程）を継続的に監視・記録する工程管理のシステムである。

\*2 国頭地区、伊良部地区、糸満地区、南城市知念地区、宮古島漁協地区、八重山漁協地区、恩納村地区、読谷村地区、伊江村地区、那覇地区、那覇市沿岸漁協地区、与那国漁協地区、北大東地区、沖縄県クルマエビ養殖業

### 第3節 漁業取締り

沖縄県の周辺海域は、マグロ類、カジキ類等の回遊性魚類や、ハタ類、マチ類等の底魚類の好漁場となっています。また、地理的に中国や台湾に近く、外国漁船の操業が多いことから（図IX-2）、沖縄県周辺海域における水産資源の保存・管理は、沖縄県における水産物の安定供給と水産業の健全な発展の重要な課題です。

我が国は、平成8年に排他的経済水域を設定し（図IX-3）、漁業に関しては中国や韓国と二国間協定を締結しています。また、平成25年4月には台湾との間で「日台民間漁業取決め」が署名され、外国人の漁業について管理の強化が行われているところです。

このような中、沖縄県周辺海域においては、中国漁船や台湾漁船による違法操業や我が国漁船との漁場の競合等のトラブルが多発しており、これらの外国漁船に対し、協定や取決めを遵守させることが不可欠となっています。

このため、沖縄総合事務局では、沖縄県周辺海域における水産資源の適切な保存・管理と漁業秩序の維持・確立を目的に、年間を通じて我が国漁船及び外国漁船への指導・取締りを実施しています。特にクロマグロの盛漁期である4月から7月には台湾漁船の操業が多くなるため、他の海域からの漁業取締船の応援派遣による増隻に加え、取締航空機の効率的配備による漁業取締船と連携した集中取締りを実施しています。

さらに、尖閣諸島海域においては、年間を通じて海上保安庁と連携し、我が国領海内に漁業取締船を常駐させ、違法な操業が行われることのないよう、常時監視を実施しています。

平成26年4月には、水産庁と合同で「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を設置し、取締体制の強化を図っています。

平成19年以降の外国漁船の検挙・送致件数は（表IX-6）のとおりです。

沖縄総合事務局では、今後とも厳正に漁業取締りを実施し、沖縄県周辺海域での操業秩序の維持に努めていきます。

図 IX - 2  
沖縄近海で操業中の台湾漁船



図 IX - 3  
沖縄県周辺海域の我が国の排他的経済水域

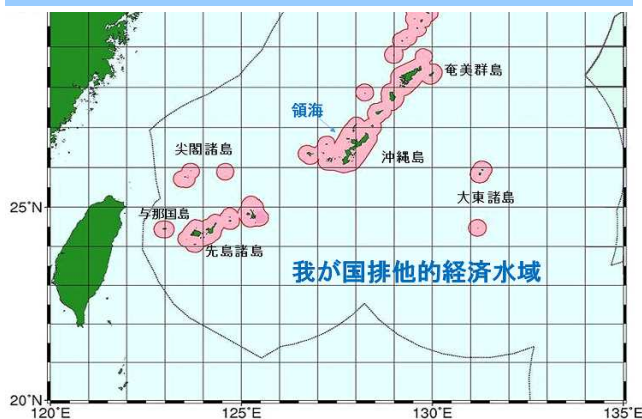


表 IX - 6  
沖縄総合事務局※による検挙・送致件数

年	台湾漁船	中国漁船	日本漁船
平成19年	1	0	0
平成20年	0	0	0
平成21年	1	0	1
平成22年	2	0	0
平成23年	1	0	0
平成24年	3	0	0
平成25年	4	0	0
平成26年	2	1	0
平成27年	2	0	0
平成28年	0	0	0

※平成26年以降は、水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部

